

市議会 9 月定例会提出予定案件について

I 提出予定案件数

提出予定案件	47件
決算案件	9件
条例案件	12件
人事案件	1件
事件案件	6件
予算案件	6件
報告案件	13件

II 提出予定案件の概要

【決算案件】

- 1 平成30年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について
- 2 平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 3 平成30年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 平成30年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(以上 財政課)

- 7 平成30年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 8 平成30年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 9 平成30年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

(以上 経営管理課)

【条例案件】

- 1 塩尻市役所支所の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(1) 提案理由

塩尻市檜川支所の移転に伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

塩尻市檜川支所の位置を改めるものです。

(地域振興課)

2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(1) 提案理由

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例について必要な改正をするものです。

(2) 概要

- ア 会計年度任用職員制度の創設に伴い、規定を整備するもの
- イ 引用している法律の条項を改めるもの

3 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(1) 提案理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により一部改正される「地方公務員法」が令和元年12月14日から施行されることに伴い、必要な改正をするものなどです。

(2) 概要

- ア 職員、消防団員等の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人に係る規定を削るもの
- イ 引用している法律の条項を改めるもの

(以上 総務人事課)

4 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「住民基本台帳法施行令」の一部が改正（令和元年11月5日改正）されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

印鑑登録原票及び印鑑登録証明書に旧氏を記載できるようにするものです。

(市民課)

5 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正（令和元年5月17日改正）されたことに伴い、必要な改正をするものなどです。

(2) 概要

市長部局内において個人番号を利用して授受することができる事務及び特定個人情報を追加するものです。

（情報政策課）

6 塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(1) 提案理由

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されることに伴い、新たな条例を制定するものです。

(2) 概要

会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるものです。

（総務人事課）

7 塩尻市立保育所に私的契約により入所する者の保育料徴収条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」の公布により一部改正される「子ども・子育て支援法施行令」が令和元年10月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

引用している政令の規定が削除されることに伴い、徴収する保育料の額を別表に定めるものです。

8 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部が改正（令和元年5月31日改正）されたことに伴い、必要な改正をするものなどです。

(2) 概要

- ア 特定地域型保育事業者について、代替保育の提供に係る連携施設の確保に関する特例を設けるもの
- イ 連携施設の確保に関する規定の適用を猶予する経過措置の期間を、令和6年度末まで5年延長するもの
- ウ 幼児教育・保育の無償化に伴い、食事の提供に要する費用の取扱いを改めるもの

9 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

用語の整理をするものです。

(以上 こども課)

10 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「建築基準法」の一部が改正（令和元年6月25日改正）されたことに伴い、必要な改正をするものなどです。

(2) 概要

- ア 既存建築物について、全体計画認定制度に基づく特例の認定等に係る手数料を定めるもの
- イ 既存建築物について、一時的に他の用途に転用する許可に係る手数料を定めるもの
- ウ 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、手数料を改めるもの

(建築住宅課)

11 塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

指定工事業者の指定更新手数料を定めるものです。

(経営管理課)

12 塩尻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

農地利用最適化推進委員の定数を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

農地利用最適化推進委員の定数を12人とするものです。

(農政課)

【人事案件】

人権擁護委員の候補者の推薦について

委員10人のうち、1人が令和元年12月31日に任期満了となることに伴い、後任委員を推薦するものです。

(男女共同参画・若者サポート課)

【事件案件】

1 塩尻情報プラザの指定管理者の指定について

塩尻情報プラザの指定管理者を指定することについて、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(情報政策課)

2 塩尻トレーニングプラザの指定管理者の指定について

塩尻トレーニングプラザの指定管理者を指定することについて、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(スポーツ推進課)

3 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

塩尻市ふれあいセンターの指定管理者を指定することについて、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

塩尻市ふれあいセンター広丘

(福祉課)

4 塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者の指定について

塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者を指定することについて、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(観光課)

5 塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定について

塩尻インキュベーションプラザの指定管理者を指定することについて、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(産業政策課)

6 市道路線の認定について

新たに3路線を認定することについて、「道路法」第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(建設課)

【予算案件】

- 1 令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

(以上 財政課)

- 5 令和元年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）
- 6 令和元年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

(以上 経営管理課)

【報告案件】

1 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る7月29日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

ア 損害賠償の額 31,200 円
市側の過失割合 100パーセント

イ 事故発生年月日 令和元年6月23日
ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘野村
市道九里巾1号の2線

エ 事故の状況

市道九里巾1号の2線のグレーチングが、相手方自動車が店舗駐車場から市道に進入した際に乗ったことにより跳ね上がり、当該自動車の右側後輪のタイヤを破損したものです。

2 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る8月20日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

ア 損害賠償の額 196,668 円
市側の過失割合 50パーセント

イ 事故発生年月日 令和元年7月25日
ウ 事故発生場所 塩尻市大字片丘
市道南内田道下縦2号線

エ 事故の状況

市道南内田道下縦2号線を南西へ走行中の自動車が、道路の舗装の欠損部に車輪を落とし、左側前輪及び後輪のタイヤ及びホイールを破損したものです。

(以上 建設課)

3 健全化判断比率について

4 資金不足比率について

(以上 財政課)

5 債権の放棄について

(経営管理課)

6 平成30年度及び令和元年度株式会社信州ファームの経営状況を説明する書類の提出について

(農政課)

7 平成30年度塩尻市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

(経営戦略課)

8 平成30年度一般財団法人塩尻市文化振興事業団の経営状況を説明する書類の提出について

(社会教育課)

- 9 平成30年度一般財団法人塩尻市振興公社の経営状況を説明する書類の提出について
(産業政策課)
- 10 平成30年度一般社団法人塩尻市農業公社の経営状況を説明する書類の提出について
(農政課)
- 11 平成30年度一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターの経営状況を説明する書類の提出について
(産業政策課)
- 12 平成30年度一般社団法人塩尻市森林公社の経営状況を説明する書類の提出について
(森林課)
- 13 平成30年度一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センターの経営状況を説明する書類の提出について
(産業政策課)